

令和元年 8 月

高岡商工ビルをご利用いただき皆さま

高岡商工会議所（高岡商工ビル）

総務課

## 消費税法改正に伴うご請求に関するお知らせ

日ごろより高岡商工ビルをご利用いただき感謝申し上げます。

皆さまにおかれましてはご承知のとおり、このたび消費税法が改正され 令和元年 10 月 1 日より消費税が 8%から 10%に引き上げられることになっております。

つきましては 10 月 1 日よりご利用いただきました高岡商工ビルの貸室料、マイク等備品使用料は新税率の 10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

お問い合わせは

高岡商工会議所(高岡商工ビル) 総務課

TEL 23-5000 FAX22-6792